

会津若松市上下水道局公告第33号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和8年 6月11日

会津若松市上下水道事業管理者 小 林 英 俊

1	業務番号	第114号
2	業務名	水道施設機能診断（デジタル技術活用）業務委託
3	業務場所	八幡配水池（会津若松市一箕町大字八幡字杉山 地内）
4	業務の概要	水道施設機能診断 1式 （詳細については、別添仕様書のとおり）
5	業務期間	契約締結の日から令和9年 3月25日（木）まで
6	予定価格	非公表（契約締結後に公表）
7	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、次の①から⑧に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	令和8年7月1日時点において、会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。 （令和8年6月19日までの新規申請を含む。）
	②	登録内容
		本市に「建設コンサルタント業務」の業種登録のある者。
	③	地域要件
		市内業者、準市内業者、県内業者又は県外業者であること。
	④	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑤	入札時において、市発注（上下水道局発注を含む）の業務等の指名競争入札の参加を停止された場合においては、その停止の期間を経過していること。
	⑥	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
	⑦	参加形態は単体企業とし、共同体による参加は認めないものとする。
	⑧	その他入札参加資格要件（許可、資格等の保有要件 ・ 経験・実績に関する要件・業務への対応に関する要件） （1）日本国内でドローンを活用した上下水道施設の診断や点検業務の直接的な履行の実績があること。または現在、履行中であること。（実証実験も含む）ただし、日本国内の上下水道事業に限る。 （2）日本国内でAIによるスクリーニング技術を用いた施設診断や点検等に関する業務の受託実績があること。または現在、履行中であること。（実証実験も含む）（下請け受注実績、コンソーシアム参加実績も含む）ただし、日本国内の上下水道事業に限る。 （3）業務の実施に当たり、技術上の管理を行う管理技術者と照査を実施する照査技術者を1名ずつ配置すること。なお、管理技術者は照査技術者を、照査技術者は管理技術者を兼務できない。また以下の要件にすべて該当する者でなければならない。 （イ）管理技術者と照査技術者は、それぞれが直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であって、本入札の公告日を基準として3か月以上継続して雇用している者。 （ロ）照査技術者については土木施工管理技士（1級）を有し、当該資格制度を所管する登録機関に登録を行っている者。 （ハ）管理技術者は、本市との定例的な打ち合わせに毎回参加できること。

8	入札参加の申込	
	① 提出書類	・公募型指名競争入札参加申込書 ・業務履行計画概要書 1式（別紙参照のこと。）
	② 提出方法	必ず指定様式により期日内に持参すること。
	③ 提出先	会津若松市上下水道局総務課
	④ 入札参加申込期間	令和8年6月22日（月） から 令和8年6月26日（金） まで （土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）
9	⑤ 入札参加申込書等配布期間	令和8年6月11日（木） から 令和8年6月19日（金） まで （土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）
	⑥ 入札参加申込書等入手方法	会津若松市上下水道局総務課にて配布する。（市ホームページからもダウンロード可能）
10	設計図書等	
	① 閲覧場所	会津若松市ホームページとする。
	② 閲覧期間	入札参加申込書等配布期間内とする。
11	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本業務に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAXで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松市上下水道局上水道施設課 電話番号 0242 - 22 - 6177 F A X 番号 0242 - 22 - 6178
	③ 質問期限	令和8年6月18日（木） 午後1時00分まで
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
12	指名業者の選定	
	① 指名業者の選定方法	指名業者の選定は、入札参加資格要件を満たした入札参加申込者のうち、会津若松市上下水道局指名選考委員会にて指名業者を選定する。
	② 結果通知日	令和8年7月3日（金）
	③ 指名通知等	入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をファックスで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。
13	入札方法	
	① 提出書類	入札書 及び 価格内訳書（価格内訳書の提出は落札者のみ） 数量、単価等を明確にした価格内訳書（任意様式）を提出しなければならない。
	② 入札（開札）日時	令和8年7月10日（金） 午後1時30分
	③ 入札（開札）場所	会津若松市上下水道局入札室
14	入札回数	2回（2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。）
15	入札保証金	免除
16	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 価格内訳書の添付のない入札は無効とする。また価格内訳書を確認した結果、積算に疑義が生じた場合には当該入札者に説明を求めるとともに、積算内容が、法令に違反することが明らかな場合には、当該入札を無効とすることができる。 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札

17	契約事項	会津若松市上下水道事業契約規程及び契約条項に基づき契約締結する。
18	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市上下水道事業契約規程第6条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、会津若松市上下水道管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2号第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② 会津若松市上下水道事業契約規程第8条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）</p>
19	その他	<p>① 止むを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。</p> <p>② 指名業者に選定した者の数が2に満たない場合でも、当該入札を実施する。</p> <p>③ 会津若松市入札心得及び会津若松市上下水道局公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>④ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>⑤ 業務の再々委託を行ってはならない。</p> <p>⑥ 提出された書類は、一切返却しない。</p> <p>⑦ 業務履行計画概要書について、その記載内容に疑義がある場合、参加者申込者へその内容を確認する場合もある。</p>